

CJRP Discussion Paper Series

裁判にかかる費用や時間の認識と 裁判利用行動意図の関係

—構造方程式モデリングによる
未経験者と経験者の比較—

森大輔

熊本大学法学部

No.21

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

裁判にかかる費用や時間の認識と裁判利用行動意図の関係—構造方程式モデリングによる未経験者と経験者の比較

森 大輔

【要旨】

本稿では、訴訟利用調査のうち一般人調査のデータを分析する。裁判未経験者について、裁判にかかる費用や時間が気になるということと、裁判利用行動意図の間の相関は非常に小さい。これに関して、裁判に対するマイナスイメージ因子という裁判利用行動意図に対してマイナスに作用する要素と、権利利益因子という裁判利用行動意図に対してプラスに作用する要素が両方含まれるという仮説を提示し、構造方程式モデリングで確かめた。さらに、多母集団同時分析により、裁判未経験者と経験者を比較した。その結果、次のようなことがわかった。裁判未経験者の方が平均的に裁判にマイナスイメージを持っている度合いが高い。そのことが未経験者の方が裁判にかかる時間や費用を気にすることにつながる。また、未経験者の場合には裁判のマイナスイメージが裁判利用行動意図を低めやすいので、裁判未経験者の方が平均的にマイナスイメージを持っている度合いが高いことは、裁判利用行動意図が低いことにもつながっている。

I 問題の背景

裁判に費用と時間がかかるということが、日本の民事裁判の利用の大きな障害の一つだと認識されている¹。しかし、裁判にかかる費用や時間、あるいはそれについての人々の認識と、裁判利用行動との間の関連性についてデータを用いて分析したものは、それほど多くない。筆者は、以前、森(2015)において、「民事紛争全国調査」の「訴訟行動調査」のうちの1つである「全国民事訴訟一般人調査」(2007年調査と略す)のデータで、構造方程式モデリング(SEM, 共分散構造分析)という手法を用いて、この点を分析した。

本稿では、科学研究費補助金基盤研究(S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」の「訴訟利用調査」のうちの1つである一般人調査(2018年調査と略す)のデータを用いて、森(2015)の分析を検証する²。さらに、2007年調査が主に民事裁判の未経験者のみのデータだったのに対し、2018年調査では民事裁判の経験者のデータも含まれているため、複数の集団のSEMによる比較の手法(多母集団同時分析)を用いて、未経験者と経験者の比較も行う。

本稿の構成は以下の通りである。まずIIでは、本稿で使用するデータの概要や使用する変数について説明する。そして、裁判行動利用意図と費用や時間が気になる程度との間の関

¹ 民事裁判にかかる時間の問題を分析したものとして森(2015)。

² ただし、2007年調査は訪問留置法、2018年調査はインターネット調査と、基本的な調査手法が異なっており、質問項目も完全に対応しているわけではないため、2つの調査の統計的な手法による詳細な比較は行わない。

係について、仮説モデルを提示する。III では、この仮説モデルについて、SEM を用いて検証する。IV では、裁判未経験者と経験者の比較を行う。最後に V では分析結果のまとめと今後の課題を考える。

II 使用するデータの説明と仮説の提示

1. データの概要

2018 年調査は、2018 年 3 月に株式会社日経リサーチの協力のもとに実施された、インターネットのブラウザ上の質問に回答する形式のアンケート調査である。調査対象は日経リサーチのパネルとして登録された者から抽出された、全国に居住する満 20 歳以上の一般人 3402 人³および、過去 5 年間で民事裁判を経験した 250 人である。後者の 250 人は、最初に「過去 5 年間で民事の裁判を経験したか」を聞いて、「経験した」と答えた者のみに調査するというスクリーニング調査の方式でデータを収集している。また、前者の一般人 3402 人に対しては、調査の最初で「これまでの人生で民事の裁判を経験したか」を質問しており、これにより回答者の民事裁判の経験の有無を区別できる。選択肢は裁判経験無し、裁判経験有り、わからない、という 3 つである。

これらの調査の回答者の性別・年代を裁判経験の有無ごとにまとめたものが、表 1 と 2 である⁴。これらの表の「裁判経験無し」「裁判経験有り」「わからない」が一般人 3402 人、「スクリーニング」がスクリーニング調査の 250 人を表している。

これらの表を見ると、特に裁判経験有りの者は他の者と異なる特徴を有している。すなわち、表 1 では、男性の割合が他に比べて高く、表 2 では、50 代・60 代の割合が高くなっている⁵。表 2 で 50 代・60 代の割合が高いのは、裁判の経験について「これまでの人生で」という聞き方をしているため、年齢が高い方が長く生きてきた分、裁判の経験をしている可能性も高まることが影響していると思われる。これに対して、スクリーニング調査では 50 代・60 代の割合がそこまで高くない。これは、スクリーニング調査では「過去 5 年間で」という聞き方をしていることが一因だと思われる。

このように裁判経験有りには性別や年代に偏りがあるので、本稿では、一般人のうちの「裁判経験無し」の者 3108 人とスクリーニング調査の 250 人を比較することにし、それぞれを「裁判未経験者」と「裁判経験者」と以後呼ぶことにする。II の 2 と III では裁判未経験者についての分析を行い、IV では裁判経験者との比較を行う。

³ 回収目標数 3250 人で回収数 3408 人であったが、2007 年調査では 60 代までであったため、70 代以上の 6 人をデータから除いて分析する。

⁴ この調査の母集団は調査会社にパネルとして登録された者であるので、日本人一般とは多少ずれがある。具体的には、日本人一般より 20 代が若干少なく 60 代が若干多い。森(2020:113) 参照。

⁵ 50 代・60 代の割合が高いのは、裁判の経験について「これまでの人生で」という聞き方をしているため、年齢が高い方が長く生きてきた分、裁判の経験をしている可能性も高まることが影響していると思われる。それに対して、スクリーニング調査では 50 代・60 代の割合がそこまで高くないのは、「過去 5 年間で」という聞き方をしていることが一因だと思われる。

表 1 裁判経験と性別

	男性	女性	計	<i>n</i>
裁判経験無し	47.7	52.3	100	3108
裁判経験有り	64.4	35.6	100	225
わからない	47.8	52.2	100	69
スクリーニング	48.8	51.2	100	250

表 2 裁判経験と年代

	20代	30代	40代	50代	60代	計	<i>n</i>
裁判経験無し	13.6	19.8	23.9	19.4	23.3	100	3108
裁判経験有り	9.3	12.9	19.1	24.4	34.2	99.9	225
わからない	26.1	27.5	10.1	17.4	18.8	99.9	69
スクリーニング	15.2	16.4	21.2	24.4	22.8	100	250

2. 使用する変数

以下では、この調査で使用する主な変数について説明する。

(1) 裁判利用行動意図と裁判にかかる費用・時間

まず、「将来重大な問題に直面したら裁判を利用したいと思うか」（以降「裁判利用」と呼ぶ）という質問である。これは「1.利用したくない—5.利用したい」の5件法による質問であり⁶、裁判の利用行動意図を問うものである。実際の裁判利用行動とこうした利用行動意図は異なる可能性があるが、社会心理学において態度の行動成分としての行動意図は、実際の行動と近いものとみなされることが多い（木下 2006: 95）ため、本研究でも同様に考える。この質問への裁判未経験者の回答は、「どちらかといえば利用したい」は22.1%、「利用したい」は14.6%で、合わせると約3分の1が裁判を利用したいと思っている⁷（*n*=2981）。

また、裁判を利用するかどうか考慮する際に気になることとして「裁判にかかる費用」「裁判にかかる時間」（以降「気になる・費用」「気になる・時間」と呼ぶ）を質問している。これらは「1.気にならない—5.気になる」の5件法による質問である。「気になる・費用」では「ある程度気になる」20.2%で「気になる」68.4%、「気になる・時間」では「ある程度気になる」26.9%で「気になる」60.2%と、裁判未経験者の大多数が費用や時間を気にしている⁸。

以上の「裁判利用」と「気になる・費用」や「気になる・時間」の間の関連性を見るために、相関係数を算出する。すると、「裁判利用」と「気になる・費用」の相関係数は.052（*p*

⁶ 元の質問票では「1.利用したい—5.利用したくない」だが、解釈がしやすいように逆転させてある。また、選択肢として「NA わからない」もあったが、これは欠損値として分析から除外する。本稿で使用する変数はすべて、同様の逆転や欠損値の処理をしている。

⁷ 2007年調査では48.5%が「どちらかといえば利用したい」「利用したい」を選択していた。森(2015:192)参照。

⁸ 2007年調査では95%以上が「ある程度気になる」「気になる」を選択していた。

=.005) で、「裁判利用」と「気になる・時間」の相関係数は.039 ($p=.032$) となる。すなわち、「気になる・費用」「気になる・時間」のいずれについても、「裁判利用」との間の相関係数は小さい。それだけでなく、相関係数の符号は負ではなく正であり、それが 5%水準で有意である。裁判にかかる費用や時間を気にすると裁判の利用を思いとどまりそうであり、そうであれば相関係数は負となるはずだが、符号が逆になっている⁹。

(2) 裁判に対するイメージと裁判に期待すること

2018 年調査では、裁判のイメージに関する質問をしている。「民事裁判を利用すると、争いが公正に解決される」「民事裁判を利用すると、問題の本当の解決ができる」「民事裁判というものは、なるべくなら利用したくない」「民事裁判を利用すると、相手との関係を悪くする」「民事裁判には費用がたくさんかかる」「民事裁判には長い時間がかかる」「民事裁判をすることには多くの精神的疲労（ストレス）がともなう」という質問項目が、「1.そう思わない—5.そう思う」の 5 件法で聞かれている¹⁰（それぞれ「公正な解決」「本当の解決」「利用したくない」「相手との関係」「費用」「時間」「精神的疲労」と略す）。2007 年調査よりも質問項目が増えている¹¹ので、質問項目の背後にある潜在変数を探索的因子分析によって、析出することを考える¹²。

表 3 が、因子分析の結果である¹³。これを見ると、裁判に対するマイナスとプラスのイメージの項目に分かれていると解釈できる。そのため、因子名はマイナスイメージ因子とプラスイメージ因子とする。

表 3 裁判に対するイメージ

	マイナスイメージ因子	プラスイメージ因子
精神的疲労	.857	-.002
費用	.850	.008
時間	.841	.049
相手との関係	.568	.011
利用したくない	.565	-.046
本当の解決	-.036	.860
公正な解決	.036	.848

また、裁判に期待することとして、「社会正義を実現すること」「自分の権利を守ること」

⁹ 森(2015)では相関係数は統計的に有意ではなかった。この違いの 1 つの理由は、今回の調査の方が、サンプルサイズが大きいことだと思われる。

¹⁰ 各質問項目の回答の記述統計については表 5 を参照。

¹¹ 2007 年調査では「費用」「時間」「精神的疲労」と「裁判所に良いイメージを持っているか」「悪いイメージを持っているか」という 4 項目だった。

¹² 本稿の統計分析は R 4.0.3 を使用して行っている。

¹³ 因子数は Kaiser-Guttman 基準（1.0 以上の固有値の数）と平行分析の結果 2 個としている。回転方法は Kaiser の正規化を伴うプロマックス回転、抽出法は主因子法である。また、因子間相関は.185 となった。

「紛争を早く解決すること」「相手と話し合いの場をもつこと」「相手との関係を修復すること」「白黒をはっきりさせること」「自分の利益を守ること」「相手をこらしめること」「相手に非を認めさせること」「裁判官に話を聞いてもらうこと」「事実関係をはっきりさせること」という 11 項目が、「1.期待しない—5.期待する」の 5 件法で聞かれている（それぞれ「社会正義」「権利」「早期解決」「話し合い」「関係修復」「白黒」「利益」「こらしめる」「相手に非」「裁判官に話」「事実関係」と略す）。2007 年調査に「事実関係」という項目が追加されているので、改めて探索的因子分析を行う。

表 4 が、因子分析の結果である¹⁴。3 つの因子は、因子負荷量の高い項目から、権利利益、関係修復、懲罰非難を表すと解釈でき、この点は 2007 年調査を分析した垣内(2010)と同様である。ただし、2007 年調査では権利利益因子に入っていた「社会正義」の項目は、どの因子の負荷量も高くないため、因子を析出する項目から今回は除くのが適当である。また、2007 年調査にはなかった「事実関係」は権利利益因子を析出する項目となった。

表 4 裁判に期待すること

	権利利益因子	関係修復因子	非難懲罰因子
権利	.975	-.093	-.122
利益	.860	-.133	.013
早期解決	.793	.085	-.088
事実関係	.787	.033	-.005
白黒	.710	-.021	.130
関係修復	-.200	.913	-.057
話し合い	.075	.807	-.113
裁判官に話	.094	.404	.288
社会正義	.316	.330	.095
相手に非	.153	-.124	.846
こらしめる	-.147	-.019	.777

3. 仮説モデルの提示

II の 1(1)で見たように、裁判にかかる費用や時間が気になることと、裁判利用行動意図との間には相関はほぼ見られないか、場合によっては正の相関が見られる。

森(2015)では、これに関して次のような仮説を提示した。すなわち、「裁判にかかる費用や時間が気になる」ということの中には、裁判利用行動意図に対してマイナスに作用する要素とプラスに作用する要素が両方含まれている、というものである。それらが打ち消しあえば、裁判にかかる費用や時間が気になることと裁判利用行動意図との間の相関はなくなるし、プラスに作用する要素が強ければ正の相関になる可能性もある。

¹⁴ 因子数は注 13 と同様の方法で 3 個とし、回転方法や抽出法も注 13 と同様である。また、因子間相関は第 1 因子と第 2 因子が.532、第 1 因子と第 3 因子が.577、第 2 因子と第 3 因子が.537 である。

裁判利用行動意図にプラスに作用する要素として、調査の中に含まれている質問の中で具体的に挙げられるのは、自分の権利や利益といったものが守られるという裁判への期待である。こうした裁判への期待が高まれば高まるほど、裁判を利用したいという裁判利用行動意図も強まる。そして、こうした裁判への期待が高い人は、自分の権利や利益といったものに敏感な人だとも考えられるので、裁判にかかる費用や時間についてもその分強く気になるのではないかと予想される。

1(2)の探索的因子分析により析出された権利利益因子は、構成する質問項目から考えると、権利になっており裁判によって守られるべき自分の利益といった意味を持つ因子である。こうした意味を考えると、上述した裁判利用行動意図にプラスに作用する要素についての仮説に、この因子を使用できそうである。

裁判利用行動意図にマイナスに作用する要素として、調査の中に含まれている質問の中で具体的に挙げられるのは、裁判へのマイナスイメージである。裁判に対してマイナスイメージを有しているほど、費用や時間がかかるといったことを気にすると同時に、裁判を利用したいという裁判利用行動意図は弱まる。すると、1(2)の探索的因子分析により析出されたマイナスイメージ因子が、裁判利用行動意図にマイナスに作用する要素についての仮説に、この因子を使用できそうである。

このように権利利益因子とマイナスイメージ因子を使用するが、さらにこの 2 つの因子間の関係として、自分の権利や利益といったものが守られるという裁判への期待が高まり、自分の権利や利益といったものに敏感になるほど、裁判に費用や時間がかかるというマイナスイメージも強まるという関係がありうる。これは、裁判への期待という裁判利用行動意図に直接にはプラスに作用する要素が、マイナスイメージを強めることで、裁判利用行動意図に間接的にはマイナスにも作用する可能性があるということである。

以上の仮説モデルを図にすると、図 1 のようになる¹⁵。「気になる・費用」と「裁判利用」の間に相関はない。「気になる・費用」「気になる・時間」に対しては権利利益因子と、マイナスイメージ因子とがプラスに作用する。権利利益因子は「裁判利用」にプラス、「イメージ・費用」は「裁判利用」にマイナスにそれぞれ作用する。さらに、権利利益因子は、マイナスイメージ因子にプラスに作用する。なお、「気になる・時間」と「気になる・費用」の関係については、前者が後者に対してプラスに作用するという関係を想定する。これは、裁判に時間がかかるほど裁判に使用しなければならない費用も増えるという関係が考えているためである。

¹⁵ 森(2015)の図 2 とほぼ同様のモデルであるが、2007 年調査ではイメージの質問項目が少なかったため森(2015)では費用と時間に関するイメージを直接使用していたのに対し、本稿ではマイナスイメージ因子を使用している点が異なる。

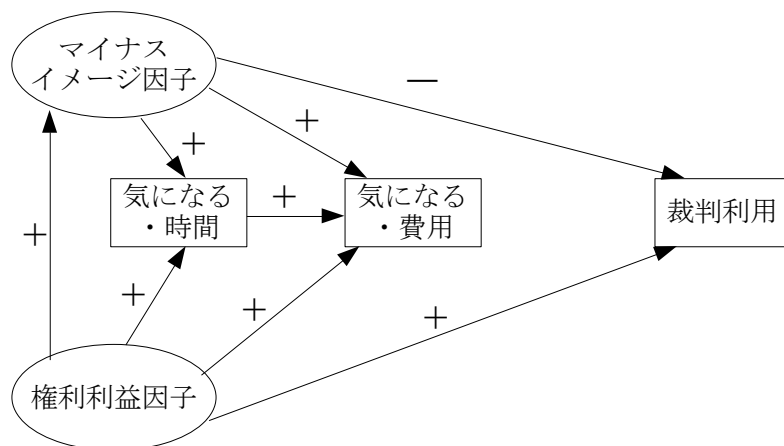


図1 費用と時間についての仮説モデル

III. 費用と時間の仮説の構造方程式モデリングによる検証

IIの2で提示した仮説モデルを検証するために、SEMを使用する¹⁶。図2が、費用についての仮説モデル図1を検証したパス図である¹⁷。図2のパス図は、GFI=.997, AGFI=.995, CFI=.982, RMSEA=.048であり、適合度指標が良好である¹⁸。

図2のパス図を見ると、図1の仮説モデルのすべてのパスが統計的に有意で、しかも符号の方向もすべて想定した通りになった¹⁹。したがって、IIの2で提示した仮説を支持するものになっていると言える。すなわち、「気になる・費用」「気になる・時間」には、マイナスイメージ因子という「裁判利用」にマイナスに作用する要素と、権利利益因子というプラスに作用する要素が両方含まれている。さらに権利利益因子がマイナスイメージ因子を強めるということも起こっている。

この最後の部分は、権利利益因子は「裁判利用」に直接にはプラスに作用するが、マイナスイメージ因子を強めることで「裁判利用」に間接的にはマイナスに作用するという。では、直接効果と間接効果を合わせた場合、権利利益因子は「裁判利用」に対しプラス、マイナスのいずれに作用しているかを調べる。権利利益因子から「裁判利用」への標準化直接効果は図2から.22、権利利益因子から「裁判利用」への標準化間接効果は-.04であり、これらを合わせた標準化総合効果は.18である。よって権利利益因子は直接効果と間接効果の

¹⁶ lavaan パッケージの version 0.6-7 を用いている。

¹⁷ 後の表5を見ると分かるように質問項目ごとに欠損値の数に差があるため、欠損値でない部分の情報を有効に活用して推定できるように、完全情報最尤推定法 (Full Information Maximum Likelihood) を用いて SEM を行った。豊田(2014:200)を参照。

¹⁸ GFI, AGFI, CFI は.95 より大きい時に良好、RMSEA は.05 より小さい時に良好で.10 よりも小さい時に許容範囲と判断される。なお $\chi^2(56)=453.851$ で $p<.000$ であるが、これはサンプルサイズが大きいためだと考えられる。

¹⁹ 図2で、権利利益因子から「利益」、マイナスイメージ因子から「利用したくない」のパス係数には有意を示す印が付いていない。これは識別条件を満たすために因子を構成する観測変数のうち1つの非標準化係数を1に固定する必要があるため、そのため当該変数の係数では統計的検定が行われないからである。

両方を考え合わせても、「裁判利用」にプラスに作用していることがわかる。

なお、図 2 では、図を見やすくするために、誤差の係数および誤差間の相関の値が省略されている。実際には誤差相関として次のようなものを設定した²⁰。権利利益因子を構成している 5 項目の中で、「権利」と「白黒」、「権利」と「事実関係」の誤差の間に、相関関係を設定した（図 2 参照）。これは次のような仮説に基づくものである。権利利益因子は 5 項目すべての背後に共通して存在する要素で、権利になっており裁判によって守られるべき自分の利益というようなものであるが、各項目の誤差は、その因子では説明されない各項目の特性を表す特殊因子とみなせる。「権利」と「白黒」「事実関係」の間には、白黒を無理に付けたり事実関係を明らかにしたりすることで、自分の本来持つ権利が否定される可能性もあるという側面から負の相関があると想定した²¹。すると、これらの誤差相関はどちらも想定通りの符号で有意となった²²。また、マイナスイメージ因子を構成している 5 項目の中で、「利用したくない」と「相手との関係」、「費用」と「時間」の誤差の間に、相関関係を設定した（図 2 参照）。「利用したくない」と「相手との関係」の間には、他の項目にはない人間関係的な側面での共通点があり、また「費用」と「時間」の間には裁判に時間がかかるほど裁判に使用しなければならない費用も増えるという密接な関係があるため、正の相関があると想定した。すると、これらの誤差相関はどちらも想定通りの符号で有意となった²³。

²⁰ 誤差相関（誤差共分散）について詳しくは、狩野(2002a, 2002b)参照。なお、ここでの分析で誤差間の相関をまったく設定しなくても、GFI=.995, AGFI=.991, CFI=.962, RMSEA=.068 となり、許容範囲の適合性を依然として有することを付言する。

²¹ 森(2015)とは権利利益因子を構成する質問項目が変わっているため、設定した誤差相関も変わっている。なお、森(2015)では「早期解決」と「裁判利用」の間の誤差相関も設定したが、ここではパス図を簡明にするために、この誤差相関は設定していない。

²² 誤差相関の標準化係数は、「権利」「白黒」間で-.23、「権利」「事実関係」間で-.22 である（いずれも $p<.000$ ）。

²³ 誤差相関の標準化係数は、「権利」「白黒」間で.26、「権利」「事実関係」間で.37 である（いずれも $p<.000$ ）。

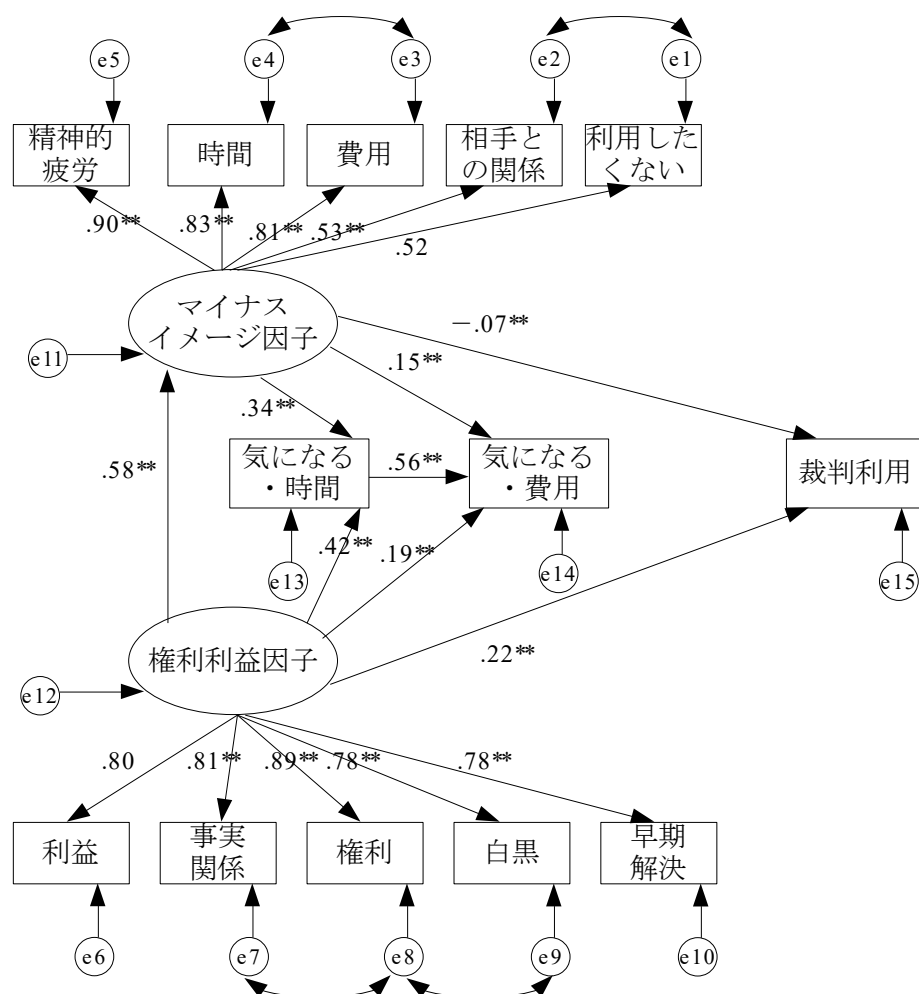


図 2 費用と時間についてのパス図

※図中の四角は観測変数，楕円は潜在変数，円は誤差，数字は標準化係数を表す．誤差の係数および誤差相関の値は省略．* $p < .05$, ** $p < .01$. $n=3094$.

IV 裁判未経験者と裁判経験者の比較

本節では、一般人のうちの「裁判経験無し」を選択した裁判未経験者と、スクリーニング調査の裁判経験者の比較を行う。森(2015)では、裁判未経験者との比較のために、「民事紛争全国調査」の「訴訟行動調査」のうちの「全国民事訴訟当事者調査」を用いたが、この調査では質問項目が裁判未経験者のものと対応していない部分があり²⁴、比較は十分ではなかった。今回の調査では、裁判未経験者と裁判経験者に対して同じ質問項目を用いているので、より詳細に比較を行うことができる。

1. 裁判未経験者と裁判経験者についての各質問項目の回答の比較

まず、個々の質問項目への回答の比較を行う。表 5 が比較の結果である²⁵。「裁判利用」は裁判経験者の方が裁判未経験者よりも平均値が大きい。その差は p 値を見ると統計的に有意であり、効果量 d が他の項目への回答と比較すると大きいので差も他の項目よりは大きい²⁶。すなわち、裁判経験者の方が裁判を利用したいと思っている。

裁判のイメージに関する質問については、裁判未経験者の方が経験者よりも平均値が大きくなっている。その中でも「費用」と「精神的疲労」は 5%水準で有意、「時間」は 10%水準であれば有意であり、また「費用」は相対的に効果量が大きい。

裁判への期待に関する質問については、裁判未経験者と裁判経験者で統計的に有意な差は見られない。この点は、森(2015:199)における比較でも同様の結果であった。裁判経験者については、実際に裁判を利用する行動に出ていることから、「権利」「利益」などを裁判所が守ってくれるという期待は高そうであるが、そのようなことはないということがわかった。

裁判で気になることである「気になる・費用」や「気になる・時間」は、裁判未経験者の方が裁判経験者よりも平均値が大きい。そして、その差は統計的に有意であり、効果量もある程度大きい²⁷。

²⁴ 詳細は森(2015:198-199)を参照。

²⁵ 質問項目ごとにサンプルサイズ n が異なるのは、欠損値（「NA わからない」を選んだ者や無回答を選んだ者）の数が質問項目ごとに異なるからである。

²⁶ Cohen の効果量 d は、目安として .20 で効果の大きさが小、.50 で中、.80 で大とされている（水本・竹内 2010:51）。この場合、 $d=.398$ なので効果の大きさは小～中程度である。

²⁷ ただし、森(2015:199)の比較に比べれば、効果量は小さくなっている。この理由の 1 つとして、森(2015)では裁判未経験者と原告（本人訴訟原告と代理人付原告）を比較していたのに対し、今回の裁判経験者は原告とは限らない、ということが考えられる。

表 5 裁判未経験者と経験者についての各変数の平均値の比較

	変数名	裁判未経験者			裁判経験者			<i>p</i>	<i>d</i>
		<i>n</i>	<i>m</i>	<i>sd</i>	<i>n</i>	<i>m</i>	<i>sd</i>		
	裁判利用	2981	3.198	1.114	247	3.648	1.320	.000	.398
裁判のイメージ	利用したくない	2981	3.675	1.013	245	3.555	1.153	.117	.117
	相手との関係	2978	3.608	0.945	246	3.598	1.156	.893	.011
	費用	2998	4.158	0.877	247	3.915	1.065	.001	.272
	時間	2993	4.166	0.847	245	4.037	1.057	.063	.150
	精神的疲労	3007	4.244	0.847	247	4.081	1.071	.021	.188
裁判への期待	権利	3044	4.236	0.792	246	4.199	0.933	.549	.046
	早期解決	3047	4.136	0.829	245	4.033	1.012	.121	.122
	白黒	3044	4.014	0.839	244	3.963	1.028	.448	.060
	利益	3044	4.131	0.834	246	4.041	1.083	.202	.106
	事実関係	3049	4.208	0.845	246	4.150	1.009	.388	.067
裁判で気になること	気になる・費用	3062	4.550	0.754	245	4.318	0.973	.000	.300
	気になる・時間	3059	4.447	0.786	245	4.196	0.959	.000	.314

※ *n*: サンプルサイズ, *m*: 平均値, *sd*: 標準偏差, *p*: 等分散を仮定しない平均値の差の検定の *p* 値, *d*: Cohen の効果量 *d*

2. 裁判未経験者と経験者についての多母集団同時分析

裁判未経験者と経験者について、さらなる比較を行う。今度は、両者で変数間の関係に違いがあるか否かについて、SEM の多母集団同時分析によって確かめる。

多母集団同時分析を行う際には、モデルに様々な制約を入れてモデル比較を行う。主なモデルとして、次の 5 つがある（豊田 2014:104-105, Kline 2015:396, Gana and Broc 2019:244）。

モデル 1 は配置不変 (configural invariance) モデルで、等値制約は行わない（ただし、識別条件を満たすために因子平均を 0、因子の分散を 1 に固定する）。モデル 2 は弱測定不変 (weak measurement invariance) モデルで、因子負荷量の値が集団間で等しいという制約 (等値制約) が置かれている。モデル 3 は強測定不変 (strong measurement invariance) モデルで、モデル 2 に加えて観測変数の切片にも集団間で等値制約が置かれている。このモデル 3 以降から、母集団間で因子平均を比較することが可能である。モデル 4 は厳密な測定不変 (strict measurement invariance) モデルで、モデル 3 に加えて観測変数の誤差分散や誤差共分散にも集団間で等値制約が置かれている。モデル 5 は全母数が等しいモデルで、モデル 4 に加えて因子平均も集団間で等しいとする。

これらのモデルは、モデル 1 が最も制約が緩く、モデル 5 が最も制約が厳しい。これらのモデルのうち、許容範囲内の適合度を示す中で最も制約条件の厳しいモデルを採用するというのが基本方針とされる（豊田 2014:105）。

表 6 が、裁判未経験者と経験者についての多母集団同時分析で、モデル比較を行った結

果である²⁸。モデル 3 が RMSEA が .05 より小さい中で最も制約が厳しいため、ここではモデル 3 の強測定不変モデルを採用して分析を行うことにする。

表 6 モデル比較の結果

モデル	χ^2	df	p	CFI	TLI	AIC	BIC	RMSEA	SRMR
モデル1	532.042	112	.000	.983	.976	85654.774	86241.749	.047	.026
モデル2	535.255	120	.000	.983	.978	85641.987	86180.048	.046	.026
モデル3	589.068	131	.000	.981	.978	85673.800	86144.603	.046	.028
モデル4	825.379	144	.000	.972	.970	85884.111	86275.427	.053	.030
モデル5	837.353	146	.000	.972	.970	85892.085	86271.173	.053	.031

裁判未経験者と経験者の多母集団同時分析のパス図は、図 3 のようになる。GFI=.996, AGFI=.994, CFI=.981, RMSEA=.046 であり、適合度指標は良好である。この図 3 では、図 2 と同様の誤差相関を設定している。すなわち、「権利」「白黒」間と「権利」「事実関係」に負、「利用したくない」「相手との関係」間と「費用」「時間」間に正の相関を設定する。すると、これらはすべて想定通りの符号となり統計的に有意または有意傾向となっている²⁹。

図 3 は、強測定不変モデルであり、因子負荷量と観測変数の切片に集団間で等値制約が置かれている。また、図 3 の各パス係数は裁判経験者が上段、未経験者が下段に書かれている³⁰。

図 3 のパス係数は、ほとんどが統計的に有意になっている³¹が、裁判経験者のマイナスイメージ因子から「裁判利用」への係数は有意ではない。また、裁判未経験者の権利利益因子の切片の係数も有意ではない。

IV の 1 において、「裁判利用」の平均値が、裁判経験者の方が未経験者より高いことを見た。それは、図 3 を見ると、権利利益因子よりもマイナスイメージ因子の影響の方が大きい。権利利益因子の因子平均、つまり権利利益因子の切片には裁判経験者と未経験者でそれほど違いはない。それに対して、マイナスイメージ因子は未経験者の方が大きく、さらにマイナスイメージ因子から「裁判利用」へのパス係数は経験者では有意でなく、未経験者では有意な負の値である。これが「裁判利用」の平均値の経験者と未経験者の差を生み出す 1 つ

²⁸ 推定方法は完全情報最尤推定法である。

²⁹ 誤差相関の非標準化係数は「権利」「白黒」間は経験者-.06 (p=.016) 未経験者-.04 (p=.000), 「権利」「事実関係」間は経験者-.08 (p=.000) 未経験者-.05 (p=.000), 「利用したくない」「相手との関係」間は経験者.16 (p=.015) 未経験者.18 (p=.000), 「費用」「時間」間は経験者.06 (p=.095) 未経験者.09 (p=.000) となる。

³⁰ 異なる集団間のパス係数の比較をする際には、標準化係数でなく非標準化係数を使うのが一般的である (豊田 2003: 142, 朝野・鈴木・小島 2005: 122)。そのため、図 3 のパス係数は、図 2 と異なり非標準化係数となっている。

³¹ 識別条件を満たすために、権利利益因子から「利益」、マイナスイメージ因子から「利用したくない」の係数は 1, 裁判経験者の権利利益因子とマイナスイメージ因子の切片の係数は 0 に固定されており、これらでは統計的検定が行われていない。

の要因だと考えられる。

また、IVの1において、「気になる・費用」や「気になる・時間」の平均値が、未経験者の方が経験者より高いことを見た。これも、権利利益因子よりもマイナスイメージ因子の影響の方が大きい。権利利益因子の切片は経験者と未経験者でそれほど変わらず、この因子から「気になる・費用」や「気になる・時間」へのパス係数もほとんど値に違いがない。それに対して、マイナスイメージ因子から「気になる・費用」や「気になる・時間」へのパス係数も経験者と未経験者でほとんど値に違いがないが、マイナスイメージ因子の切片は経験者の方が未経験者より大きいので、これにより「気になる・費用」や「気になる・時間」の平均値が未経験者の方が高くなると考えられる。

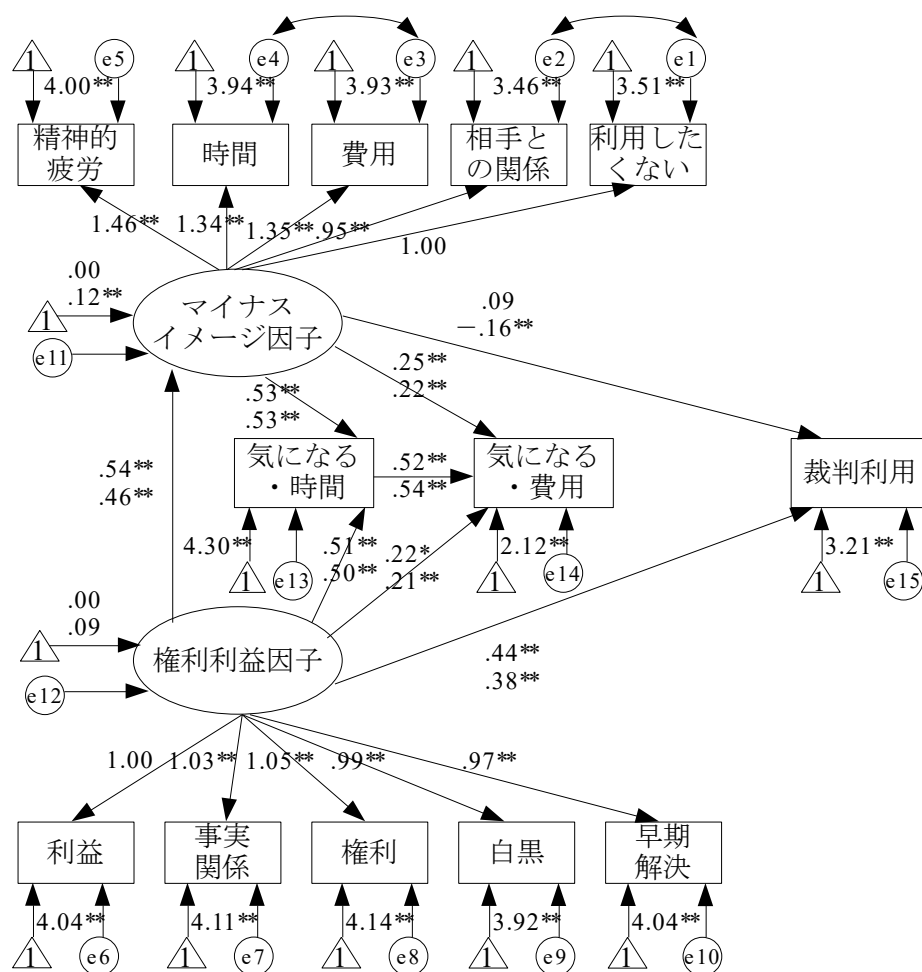


図3 裁判未経験者と経験者の多母集団同時分析

※図中の三角は切片、四角は観測変数、楕円は潜在変数、円は誤差、数字は非標準化係数を表す。数字は2段になっている場合は上が裁判経験者、下が未経験者のもの。誤差の係数および誤差相関の値は省略。* $p < .05$, ** $p < .01$. 裁判経験者は $n=248$, 未経験者は $n=3094$.

V 分析結果のまとめと今後の課題

本稿では、訴訟利用調査のうちの1つである2018年調査のデータを用いて、森(2015)の分析を検証した。裁判未経験者について、裁判にかかる費用や時間が気になるということと、裁判利用行動意図の間の相関は非常に小さいか、あるいは統計的に有意な正の相関が見られるということから議論を始めた。そしてここから、変数間の関係について次のような仮説を提示し、それをSEMで確かめた。すなわち、裁判に対するマイナスイメージ因子という裁判利用行動意図に対してマイナスに作用する要素と、権利利益因子という裁判利用行動意図に対してプラスに作用する要素が両方含まれており、さらに権利利益因子がマイナスイメージ因子を強めるということも起こっている。

また、各質問項目の回答についての裁判未経験者と経験者の比較では、裁判に対する各種の期待は両者でほとんど差がないが、裁判利用行動意図は経験者の方が高く、裁判に費用や時間などがかかるというイメージを持つ程度や裁判にかかる費用や時間が気になる程度は未経験者の方が高かった。

さらに、多母集団同時分析での裁判未経験者と経験者の比較では、次のようなことがわかった。裁判未経験者の方が平均的に裁判にマイナスイメージを持っている度合いが高い。そのことが未経験者の方が裁判にかかる時間や費用を気にすることにつながる。また、未経験者の場合には裁判のマイナスイメージが裁判利用行動意図を低めやすいので、裁判未経験者の方が平均的にマイナスイメージを持っている度合いが高いことは、裁判利用行動意図が低いことにもつながっている。

最後に、今後の課題を挙げる。第一に、分析結果の因果関係の方向が必ずしも明確でないという問題がある。今回の分析で、マイナスイメージ因子が経験者の方が未経験者より低いことが、経験者の方が裁判行動利用意図が高いことにつながっていることが確認できた。しかし、マイナスイメージ因子が経験者の方が未経験者より低いのは、裁判を過去に経験した結果なのか、それとも、もともとマイナスイメージ因子が低い者が裁判を経験しやすいということなのかは、今回の分析ではわからない。2018年調査の他の質問項目にも、それに関連するものはない。

手がかりになりそうなものとしては、「民事紛争全国調査」の「訴訟行動調査」や今回の「訴訟利用調査」の当事者調査である。これらの調査においては、裁判のイメージの代わりに、裁判を経験してイメージが変わったかという変化を聞いている。裁判未経験者と対応する質問になっていないため、森(2015)ではこの質問を使用しなかったが、因果関係の方向を探る観点からは変化に関する質問は、有用である可能性がある。

第二に、裁判経験者が原告・被告のいずれだったのかを区別できていないという問題がある。2018年調査では一般人に対する調査でもスクリーニング調査でも、裁判経験者に対して、過去の裁判で原告であったのか、被告であったのかを質問していない。しかし、裁判経験者の中でも原告として経験したのか、被告として経験したのかで、回答傾向は大きく異なる可能性がある。原告が裁判を起こさない限り裁判が始まることはないのに対して、被告は応訴しないと敗訴するためやむをえず裁判に巻き込まれる側面があるという違いがあるからである。将来に同様の調査を行う際には、裁判経験者が原告・被告のいずれだったのかを区別するための質問を設けることが望まれる。

〔文献〕

- 朝野熙彦・鈴木督久・小島隆矢(2005)『入門 共分散構造分析の実際』講談社.
- Gana, Kamel, and Guillaume Broc (2019) *Structural Equation Modeling with lavaan*. Wiley-ISTE.
- 垣内秀介(2010)「民事訴訟の機能と利用者の期待」ダニエル・H・フット／太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 93-115 頁.
- 狩野裕(2002a)「構造方程式モデリングは、因子分析、分散分析、パス解析のすべてにとって代わるのか?」『行動計量学』29 巻 2 号, 138-159 頁.
- 狩野裕(2002b)「再討論: 誤差共分散の利用と特殊因子の役割」『行動計量学』29 巻 2 号, 182-197 頁.
- 木下麻奈子(2006)「法心理学からみた<法意識>」和田仁孝編『法社会学』法律文化社, 81-103 頁.
- Kline, Rex B. (2015) *Principles and Practice of Structural Equation Modeling*, 4th ed. Guilford Press.
- 水本篤・竹内理(2010)「効果量と検定力分析入門—統計的検定を正しく使うために—」『より良い外国語教育のための方法—外国語教育メディア学会 (LET) 関西支部メソドロギー研究部会 2010 年度報告論集—』47-73 頁.
- 森大輔(2015)「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係—構造方程式モデリングによる分析」法社会学 81, 189-206.
- 森大輔(2020)「民事裁判にかかる時間—イメージと実際」社会科学研究 71(2), 110-130.
- 豊田秀樹編(2003)『共分散構造分析 (疑問編): 構造方程式モデリング』朝倉書店.
- 豊田秀樹編(2014)『共分散構造分析 R 編—構造方程式モデリング』東京図書.